

令和5年度

うるま市火葬場整備事業
DB 事業者選定アドバイザー業務
公募型プロポーザル方式 実施要領

令和5年5月

うるま市都市建設部建築工事課

1 実施要領の目的

この要領は、「うるま市火葬場整備事業 DB 事業者選定アドバイザー業務」（以下「本業務」という。）において、受注候補者を公募型プロポーザル方式により選定するため、その応募手続き等について、必要な事項を定めることを目的とする。

※DB とはデザインビルドの略で設計と施工を一括発注する方式のこと

2 業務概要

- (1) 業務名：うるま市火葬場整備事業 DB 事業者選定アドバイザー業務
- (2) 業務内容：別紙「業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間：契約締結日（令和 5 年 6 月下旬）から令和 6 年 3 月 29 日まで（予定）
- (4) 契約上限金額：17,292,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は企画提案公募にあたり設定したものであり、実際の契約額とは異なる

3 プロポーザル方式の方法及び理由

民間事業者の優れた提案を広く募集するため、公募型プロポーザル方式により実施する。

4 参加資格

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、参加申請日において次に掲げる全ての要件を満たしていること。

- (1) うるま市入札参加資格者登録名簿に登録されていること。登録がない者は、下記の書類の写しを提出すること。

- ① 定款（法人のみ） ② 全部事項証明書又は登記簿謄本
- ③ 所在する市町村の完納証明書 ④ 国税及び都道府県税の完納証明書

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

Ⓞ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項
普通公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 本事業の遂行に必要な関連知識を十分理解しているとともに、事業を的確に遂行するに足る能力、組織、人員等を有していること。
- (5) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (6) 国又は地方公共団体が発注する沖縄県内の業務に関して競争入札参加有資格者指名停止又は除外の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 法人税、市県民税、消費税及び地方消費税を滞納しない及び滞納がない者であること。
- (8) 委託業務の実施にあたっては、正副 2 名以上の担当者を配置し必要時に事務局と速やかに連携を行うなど、本業務を円滑に遂行することができる運営体制が整備されていること。
- (9) 応募は単独に限らず共同企業体(JV)でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ① 共同企業体(JV)を代表する事業者が応募を行うこと。
 - ② 共同企業体(JV)を構成する全ての事業者は、参加資格(2)、(3)、(5)、(6)、(7)の要件を満たす者であること。
 - ③ 共同企業体(JV)を構成する事業者のいずれかが、参加資格(4)、(8)の要件を満たす者であること。
- (10) その他法令等に違反していないこと又違反する恐れがないこと。

5 実施要領等の配布

- (1) 配布期間：令和5年5月24日（水）～令和5年6月2日（金）
- (2) 配布場所：市ホームページから入手すること。
⇒ <https://www.city.uruma.lg.jp/sangyou/146/29302>

6 実施要領等に関する質問の受付及び回答

- (1) 受付期間：令和5年5月24日（水）～令和5年5月30日（火）午後5時迄（期限厳守）
- (2) 質問方法：別添質問書（様式8）により持参、FAX又は電子メールで事務局宛に送付すること。
また質問書を電子メールにて送付した旨を事務局まで電話をすること。なお、電話・対面等による質問には応じない。
- (3) 質問回答：質問の回答は随時、質問者の情報を非公開としたうえでうるま市ホームページに掲載する。
- (4) 提出先：21 問合せ先と同じ

7 参加表明書等の作成要領及び記載上の留意事項

- (1) 参加表明書等の作成について
参加表明書等は別添（様式1～5）より作成し、（様式1）を表紙として提出すること。
※共同企業体の結成で応募する場合は、共同企業体協定書（様式7）を提出すること。

① 企業の実績等（様式2）（様式2の2）

- ・共同企業体で応募する場合は、代表構成員・構成員についてそれぞれ作成すること。
- ・同種又は類似業務実績は、過去10年以内の業務実績とし、最大3件まで記載すること。
- ・同種業務とは「火葬場整備において公募資料の作成及び事業者支援に係る支援業務が盛り込まれたDBアドバイザー業務又はPFIアドバイザー業務」とし、類似業務とは「同種業務以外の施設整備において公募資料の作成及び事業者選定に係る支援業務が盛り込まれたDBアドバイザー業務又はPFIアドバイザー業務」をいう。

※同施設における同種業務及び類似業務の実績がある場合についての配点は、同種業務（配点の高い評価項目）のみ評価する。

② 業務実施体制（様式3）

- ・業務を実施するにあたり、必要な人員体制を記載すること。
- ・本業務は、管理技術者1名及び複数名の担当技術者からなる体制を想定している。
- ・他のコンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合は、委託する業務の内容再委託先、及びその理由を記載すること。

③ 管理技術者及び担当技術者の経歴（様式4）（様式5）

- ・本業務を担当する予定管理技術者及び予定担当技術者の過去10年以内の同種又は類似業務の実績を記載すること。
- ・同種又は類似業務実績が証明できる書類の写しを添付すること。なお、実績が明確に確認できない場合は、評価の対象外とする。

※提出された書類の返却は原則受け付けないものとする。

8 参加表明書等の提出期間、提出場所及び提出方法

- (1) 期 間：令和5年5月24日（水）～令和5年6月2日（金）午後5時迄（期限厳守）
- (2) 提出方法：持参又は郵送。郵送提出の場合は、提出期間必着とする。
- (3) 提出部数：2部（原本1部、写し1部）

(4) 提出先：21 問合せ先と同じ

9 参加表明書の評価基準

参考表明書は以下に示す評価基準で選定し、上位3者には令和5年6月5日(月)までに企画提案書の提出依頼を通知する。

(1) 参加表明書の評価項目、判断基準、並びに評価ウェイトは以下のとおりとする。

評価項目		評価の着目点	判断基準	配点
企業の評価	実績等	過去10年間に同種又は類似業務等の実績	企業の実施等(様式2の2)で記載のあった実績について、同種業務を1件あたり2点、類似業務を1件あたり1点とし、最大3件まで評価対象とする。 4件以上申請があった場合は評価しない。	最大6
	市内企業	市内に、本店・支店又は営業所等がある	市内に本店がある。	4
			市内に支店、営業所等がある。	2
			上記に該当しない場合	0
予定管理技術者の評価	資格・実績等	過去10年間に同種又は類似業務等の実績	予定担当技術者の経歴(様式5)で記載のあった実績について、同種業務を1件あたり2点、類似業務を1件あたり1点とし、最大5件まで評価対象とする。6件以上申請があった場合は評価しない。	最大10
予定担当技術者の評価	資格・実績等	過去10年間に同種又は類似業務等の実績	予定担当技術者の経歴(様式5)で記載のあった実績について、同種業務を1件あたり2点、類似業務を1件あたり1点とし、最大5件まで評価対象とする。6件以上申請があった場合は評価しない。 ※ <u>予定担当技術者が複数いる場合は、主たる予定担当技術者(一人の実績)についてのみ評価する。</u>	最大10
合計(参加表明書)				30

10 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 企画提案書等の作成について

企画提案書等は別添(様式6)を表紙として提出すること。

① 業務実施方針及び手法(自由様式、A4版横)

- ・本業務の実施方針及び手法、業務遂行上の配慮事項、実施フロー等を記入すること。
- ・枚数は2枚以内(片面印刷)とし、簡潔にまとめること。

※提案者を特定することができる内容の記述(具体的な社名、人物名等)及び説明をしてはならない。

- ② 特定テーマについての企画提案（自由様式、A4版横）
 - ・ 特定テーマ1「事業者選定の早期実施について」
 - ・ 特定テーマ2「民間事業者の創意工夫、ノウハウ等を発揮できる要求水準書の作成について」
上記2つの提案をすること。
 - ・ 枚数は各テーマ2枚以内（片面印刷）とし、簡潔にまとめること。
- ※提案者を特定することができる内容の記述（具体的な社名、人物名等）及び説明をしてはならない。
- ③業務工程（自由様式、A4版横）
 - ・ 作業項目ごとに実施期間を実線で記入する。
- ④経費積算（自由様式、A4版横）
 - ・ 本業務遂行に必要な経費を計上するものとし、積算内訳を添付すること。

11 企画提案等の提出期間、提出場所及び提出方法

- (1) 期 間：令和5年6月5日（月）～令和5年6月12日（月）午後5時迄（期限厳守）
- (2) 提出方法：持参又は郵送。郵送提出の場合は、提出期間必着とする。
- (3) 提出部数：7部（原本1部、写し6部）
- (4) 提 出 先：21 問合せ先と同じ

12 見積にかかる留意事項

- (1) 本業務の見積りは、業務委託仕様書の「6. 業務内容」に沿って作成するものとする。
- (2) 直接人件費については、業務委託仕様書の「6. 業務内容」の項目毎に「職種名」、「職種毎の人・日数」、「単価」、「金額」を明記した内訳とすること。
- (3) 直接経費は、成果品毎にかかる経費等の内訳とすること。
- (4) 諸経費率は、本業務が工事を目的とした内容ではないため、国土交通省又は農林水産省が所管する工事等の実施に係る諸経費率を安易に用いないこと。

13 プレゼンテーションの実施

- (1) 開催日時：令和5年6月15日（木） 午後（予定）
 - (2) 会 場：うるま市役所 西棟1階 中会議室
 - (3) 割当時間：プレゼンテーション20分、質疑応答10分、合計30分とする。
 - (4) 出席人数：1業者当たり3人以内とする
- ※プレゼンテーションの日時及び開催場所は提案者へ別途連絡する。
- ※スクリーンに投影して説明する場合は、事前にPDFデータを提出すること。また、機材（ノートPC、プロジェクター、スクリーン等）は本市で準備する。
- ※企画提案書に基づいた提案説明のみとし、差替えや再提出、補足説明として追加資料等は認めない。なお、うるま市が必要と認めるときは、追加の資料提出を求めることができる。

14 審査方法等

- (1) 選定委員会
 - 受注者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、審査する。委員は、うるま市職員で構成する。
- (2) 受注候補者の選定
 - ①選定方法
 - ア 選定委員会において、②審査基準に基づき各委員が評価点の合計を100点満点として評価する。委員ごとに最も評価点の低い順位の者を順位点1点とし、その後順位が1つ上がるごとに順位点1点を加算し、提案者ごとに単純集計し、順位点の合計点数により評価順位を決定し、

最上位者を「受注候補者」として選定し、次いで評価順位の高い提案者を「次点者」として選定する。

なお、順位点が並んだ場合は、委員長の順位が高い者を上位とする。

イ アの結果は、企画提案書等提出者（以下「提案者」という。）に書面で通知する。

ウ 虚偽の記載があると判断された場合は失格とする。

エ 委員会は非公表とし、審査内容及び審査経過についても公開しない。

②審査基準

評価項目	評価の着目点	判断基準	配点	
実施方針・ 実施フロー・ 工程表・ その他	業務の理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10	
	業務実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	5	
	工程表	業務量を的確に把握し、工程計画の実現性が高い場合に優位に評価する。	5	
特定テーマに対する企画提案	特定テーマ1	的確性	事業趣旨との整合性が高い場合、必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。	10
		実現性	提案内容に説得力がある場合、提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	10
		独創性	専門的な知見に基づく新たな提案や高度の検討・解析方法の提案がある場合に優位に評価する。	5
	特定テーマ2	的確性	事業趣旨との整合性が高い場合、必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。	10
		実現性	提案内容に説得力がある場合、提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	10
		独創性	専門的な知見に基づく新たな提案や高度の検討・解析方法の提案がある場合に優位に評価する。	5
合計（企画提案書）			70	

15 失格事項

次のいずれかに該当する提案者は、失格（選定対象から除外）とする。

- (1) 参加資格のない者が申請した場合。
- (2) 企画提案書等が、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
- (3) 企画提案書等において、不備、違法行為、虚偽等の内容が記載されている場合。
- (4) 申請に求められている義務を履行しなかった場合。
- (5) 受注業者選定終了までの間に、他の提案者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合。
- (6) 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について、相談を行った場合。

- (7) 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合。
- (8) プレゼンテーションに出席しなかった場合。
- (9) 契約締結までの期間に参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合。
- (10) その他、選定結果に影響を及ぼすと選定委員会が不適格と認める場合。

16 審査対象除外

提案者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とする。

- (1) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (2) 事業者選定終了までに、他の提案者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- (3) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (5) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (7) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

17 審査結果

プレゼンテーション実施後、審査結果を令和5年6月19日（月）までに参加者に対して通知し、審査結果についての異議は認めないものとする。また、うるま市ホームページにて「受託候補者」及び「次点者」について公表する。

18 受注候補者と契約締結に向けた協議

委託業務の内容及び契約条件について協議を行い、合意したのち業務委託契約を行う。ただし、諸事情により受注候補者と契約が締結できなかった場合は、次点者と契約に関する協議を行う。

19 特記事項

次に掲げる要件を満たし、了承できること。

- (1) 受託者は、業務の遂行にあたり十分にうるま市と打合せを行うこと。また、疑義が生じた場合は、うるま市の指示を受けること。
- (2) 受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (3) 受託者は、本事業の実施により得られた個人又は企業情報を、本事業履行期間及び履行後において他に漏らしてはならない。

20 その他留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) プロポーザルの参加に際して、提出した書類は返却されないものとする。

21 問合せ先

〒904-2292

沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号

うるま市本庁舎西棟 2階

うるま市 都市建設部 建築工事課 施設整備第一係

担当者：諸見

T E L : (098)923-7610 FAX : (098)923-7621

M a i l : naoya-m@city.uruma.lg.jp